

東日本大震災に係る緊急経済支援について

— 平成23年度追加募集のお知らせ —

本学では、東日本大震災により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて緊急経済支援を行ってきましたが、罹災証明書の申請が遅れて平成23年度授業料免除の対象にならなかった学生を救済するため、下記のとおり追加募集を行います。

1. 支援対象者

災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住しており、以下のいずれかに該当する学生

- ・罹災証明書の発行が遅れたこと等により、当初の申請期間内に申請できなかった学生
 - ・既に申請しているが、申請後に半壊又は一部損壊の判定が大規模半壊以上に変更となった学生
- ※独立生計者は、持ち家の場合のみ対象となります。

2. 免除基準

東日本大震災に起因し、次の基準に該当する学生に対し、被災状況に応じて授業料の免除を行う。

- ・主たる学資負担者が「死亡」又は「行方不明」となった学生
- ・主たる学資負担者の家屋等が、「全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊」の被害にあった学生
- ・福島第一原子力発電所事故の影響により、主たる学資負担者の自宅が「警戒区域」又は「計画的避難区域」にある学生
- ・主たる学資負担者が「失業」又は「就業の見込みが立たない」学生

※既に授業料を納付済みの場合も返還により対応します。

3. 申請書類

- (1) 緊急経済支援に伴う授業料免除願（所定用紙）
本ホームページ（2ページ目）よりダウンロード、又は下記問い合わせ窓口より受領
- (2) 罹災証明書（被災証明書）（コピー可）
- (3) 結果通知用封筒（長形3号に宛先を記入し80円切手貼付）
- (4) 上記書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

4. 申請期日 **平成24年1月27日（金）**

※罹災証明書等が市区町村役場等の都合で、締切期日までに用意できない方は、上記3.（1）の免除願のみを先に提出してください。

※締切期日以降の申請については、原則として受付は行いませんので、注意してください。

5. 申請方法

上記3. に掲げる書類一式を教育・学生支援部学生支援課経済支援係（川内北キャンパス管理棟1階③番窓口）まで提出してください。

6. 注意事項

- ・対象は平成23年度授業料です。
- ・追加募集のため、申請状況によっては免除とならない場合もあります。予めご了承ください。
- ・平成24年度前期分の授業料免除申請については、2月上旬頃に掲示板、本学ホームページにてお知らせしますので、希望する方は必ず確認してください。

【問い合わせ先】

東北大学教育・学生支援部学生支援課経済支援係
（川内北キャンパス管理棟1階③番窓口 平日 8:30~17:15）
〒980-8576 仙台市青葉区川内 41 番地
電話：022-795-3946 / 7816

東北大学総長 殿

学籍番号（又は受験番号）： _____

所属（学部・研究科）： _____

（学科・系・専攻）： _____

フリガナ _____

氏名（自署）： _____

住所（〒 — ） _____

Tel（自宅） _____（携帯） _____

（〒 — ）

保護者の被災地住所 _____

連絡先 Tel _____

緊急経済支援に伴う授業料免除願

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により、私の学資負担者が被災したことに伴い、今後の学業継続等に支障をきたしているため、授業料免除を許可くださるようお願いします。

記

<p>(理由：被災状況及び家計状況について、申請者本人が具体的に記入すること。) ※罹災証明書、公的証明書等を必ず添付すること。</p>

- (注) 1. 被災状況に応じて免除が決定され、結果については郵送で通知いたします。
2. 上記書類のほかに結果通知用封筒（長形3号に宛先を記入し80円切手貼付）を添えて、平成24年1月27日（金）までに担当窓口へ提出してください。
- また、上記書類のほかに審査の過程において必要な書類を求めることがあります。